破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７４８号
福岡市南区塩原１丁目５番12号
破産者　松田　富幸
１　決定年月日　平成25年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６８９号
札幌市白石区菊水３条２丁目１番10号　リネット丸友407号
破産者　鵜飼　文子
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８２号
仙台市若林区若林４丁目２番18―105号
破産者　高橋むつ子
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３０７号
埼玉県吉川市吉川２丁目34番地10　サニーハウスＣ棟108
破産者　西澤　公司
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
埼玉県三郷市栄３丁目308番地
破産者　日野伸一郎
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
神奈川県横須賀市武１丁目19番11号
破産者　佐藤　賢一
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１３６号
神奈川県横須賀市汐見台２丁目29番１号矢島荘202
破産者　矢島　春江
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１８号
山梨県甲州市塩山熊野1372―Ｂ、住民票上の住所山梨県甲州市塩山赤尾688番地
破産者　長瀬　寛法
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
山梨県甲府市朝気２丁目１番４号の６
破産者　祢津　慎一
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
山梨県甲府市朝気２丁目１番４号の６
破産者　祢津　喜雄
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
山梨県甲府市朝気２丁目１番４号の６
破産者　祢津百合子
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
大津市大萱６丁目10番20号
破産者　北條　里奈（旧姓藤原）
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２３号
大津市今堅田２丁目10番５号　ハイツ堅田102号、前住所大津市大萱６丁目10番20号
破産者　北條　伸行（旧姓藤原）
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９１号
滋賀県高島市今津町北仰563番地４
破産者　古川かつ枝（旧姓小林）
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０号
京都府舞鶴市溝尻中町21番地４
破産者　小野里義和
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
京都府舞鶴市矢之助町15番地の２
破産者　湯淺　清明
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第２９２号
福岡市博多区吉塚５丁目７番２―503号
破産者　小林　好輝
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０７号
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸132番地町住向陽団地51―２―15
破産者　原口慎一郎
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３９号
秋田県能代市追分町１番28号
破産者　田中　　考
１　決定年月日　平成25年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１３８号
福島県伊達郡国見町大字森山字沼頭16番地３
破産者　大津　達也
１　決定年月日　平成25年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所